

京都市病院事業改革プランの平成21年度の取組状況に係る京都市医療施設審議会による点検・評価の結果について（概要版）

京都市病院事業改革プラン（平成21年3月策定。計画期間 平成21年度～23年度。以下「プラン」という。）の取組状況の点検・評価は、病院事業の地方独立行政法人化までの間については、京都市医療施設審議会（会長 佐野 豊 京都府立医科大学名誉教授。以下「審議会」という。）が行うこととされています。

この度、審議会から、平成21年度の取組状況の点検・評価の結果について通知がありました。その概要は下記のとおりです。

記

1 病院事業改革の三つの柱の進捗状況についての評価

- 病院事業の地方独立行政法人（以下「法人」という。）への移行に必要な手続きが着実に進められている。
- 新棟整備等による京都市の中核病院としての機能の拡充については、取組が着実に進捗している。また、「平成22年度末において累積赤字を解消する」という目標は、1年前倒しで実現されている。
- 市立病院との連携強化等による京北病院の診療体制の確保については、連携強化は進んでいると認められるが、京北病院の「平成23年度決算から単年度収支黒字基調に転換」という目標の達成は極めて厳しい状況にある。
京北病院については、引き続き医師の確保に取り組むとともに、経営の立て直しを図りたい。

2 市立病院における改革の進捗状況についての評価

- 市立病院の果たすべき役割という観点から、①新型インフルエンザへの対応、②地域医療支援病院の承認、③病院機能評価の認定の更新について高く評価できる。
- 収支については、最終的に単年度黒字が確保され、「平成22年度末において累積赤字を解消する」という目標を1年前倒しで達成できたことは、評価できる。
- プランに掲げた42項目の具体的取組事項のうち、実施又は達成したものの33項目、一部実施又は一部達成したものは4項目あり、概ね計画どおりに進捗している。

3 京北病院における改革の進捗状況についての評価

- 救急患者の受入れ状況から、京北地域における唯一の救急告示病院としての役割を一定果たしたものと評価できる。また、患者送迎車運行ルートの増設、訪問看護・訪問診療の充実に向けた努力、外来予約診療の開始、他の医療機関等との連携強化、亜急性期病床の開設による在宅復帰に向けた取組の強化については、

地域のニーズに応えるための取組として評価できる。

- あらゆる方法により医師の確保に努めるとともに、地域のニーズを的確に把握し、それに応える運営を行うことが必要である。
- 単年度の赤字額は、平成20年度の1億6,600万円から1億7,400万円に拡大し、経営は非常に厳しい状況にある。「平成23年度決算から単年度収支黒字基調に転換」という目標達成のためには、地域のニーズに一層的確に対応するとともに、法人化の利点を生かし、思い切った運営の見直しを図ることが必要である。
- プランに掲げた21項目の具体的取組事項のうち、実施又は達成したもの12項目、一部実施又は一部達成したものは5項目あり、一定の進捗が認められるが、経営面の取組については未達成の項目が多く、平成21年度決算も非常に厳しい内容となっている。

4 目標の設定、評価について

今回の点検・評価は、両病院が自治体病院としての役割を的確に果たしているかという観点から行った。

今後、法人化後の評価にかかわる中期計画等における目標の設定や評価に当たっても、具体的取組事項の軽重の差に応じた効率的かつ的確なものとなるようにされたい。

京北病院については、プランにおいて設定した数値目標のうち過大なものがあつたと考えられる。今後、数値目標の設定に当たっては、十分に留意する必要がある。